

千葉県報

号外
令和7年1月31日

規則
主
要
目
次

○ 千葉県職員倫理規則の一部を改正する規則

規則

一

千葉県職員倫理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年1月31日

千葉県知事 熊谷俊人

千葉県規則第二号

千葉県職員倫理規則の一部を改正する規則

千葉県職員倫理規則(平成三十一年千葉県規則第十号)の一部を次のように改正する。

第十条中「において、自己の飲食に要する費用が一万円を超えるときは」を「には」に改め、同条中第二号を第六号とし、第一号を第三号とし、同号の次に次の二号を加える。

四 勤務する時間(当該時間に係る休憩時間及び休息時間を含む。)内において、利害

関係者と共に飲食をするとき。

五 公務員(国家公務員法(昭和二十二年法律第二百二十号)第二条第一項に規定する国

家公務員及び地方公務員法第三条第一項に規定する地方公務員をいう。)である利害

関係者と共に飲食をするとき。

第十条に第一号及び第二号として次の二号を加える。

一 県又は県に事務局を置く法人その他の団体が主催する会議その他の会合(飲食をす

ることが予定されたものに限る。)において、利害関係者と共に飲食をするとき。

二 事業者等により構成される法人その他の団体(商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業を営むことを目的とするものを除く。)の社員総会、評議員会、理事会その他これらに類する会議又は当該団体が主催する講演会、講習会その他これらに類する会合(職員が職務として出席するこれらの会議又は会合に限る。)に付随して当該団体が主催する会合において、利害関係者と共に飲食をするとき。

七 自己の飲食に要する費用について県の負担により利害関係者と共に飲食をするとき。

附則
(施行期日)

- 1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。ただし、附則第三項の規定は、公布の日から施行する。
(経過措置)

- 2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前に自己の飲食に要する費用について利害関係者の負担によらないで利害関係者と共に飲食をした場合における倫理監督者の届出については、改正後の千葉県職員倫理規則(以下「新規則」という。)第十条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 職員は、施行日以後に自己の飲食に要する費用について利害関係者の負担によらないで利害関係者と共に飲食をしようとする場合(新規則第十条各号に掲げる場合を除く。)には、施行日前においても、同条の規定の例により倫理監督者に届け出ることができる。この場合において、その届出をした者は、施行日において同条の規定による届出をしたものとみなす。

購読料

本号

一部

六円

発行

購読申込先

千葉市中央区市場町一番一号

○四三(二二三)二六五八
千葉県